

史料報

第 54 号
平成 3 年 3 月

裁判記録の保存と利用

竹澤 哲夫
(弁護士)

はじめに

去る二月三日付の各紙は「二・二六事件裁判記録、東京地検が保管」と報じ、近代政治史研究家が刑事確定訴訟記録法に基づいて、同事件裁判記録の保管の有無を東京地検に照会したところ文書で「保存している」との回答を得たとしている。二・二六事件の裁判記録は第一級の貴重な歴史史料であることは疑いのないところ、手放しの楽観はできないが、いずれ公開されることになろう。このような裁判記録の保存の事実が明らかにされたこと自体、意義のあることだが、このことに法的根拠を付与した刑事確定訴訟記録法の制定された意義と効果の一端が、ここに示

されることになった。

刑事確定記録法が施行されてから三年余、もともと、同法は刑事裁判における訴訟終結後の記録の保管と保管期間経過後の保存及びそれぞれ段階における閲覧による利用についての法律であるから長期には何十年、何百年の期間を予め想定している。従って同法に対する評価と真の効果をわずか三年余で云々すべきではなく、それは何世代か後に示されることであると言えるかもしれない。同法が施行された六か月後、公文書館法が施行された。あいついで制定施行された両法の間には、推進した運動主体の側にも、立法機関や実施庁の側にも、関連する問題意識が

目次

裁判記録の保存と利用……竹澤 哲夫(1)	中国の檔案館訪問記……丑木 幸男(7)
文部省科学研究費補助金の交付と第一回研究会開催報告……(5)	平成二年度史料所在調査報告……(9)
大滝(直之助)家文書の整理を終えて……(5)	平成二年度新収史料紹介……(11)
大山領の年寄役とは……浅井 潤子(6)	平成二年度史料管理学会報告……(12)
	集報……(14)

ほとんどなかったのではあるまいか。しかし、両法が施行されてみて、むしろようやく両法のふくむ問題点の密接な関連性が具体的に意識されるようになっていのではないか。両法施行後の経験等を踏まえて現段階で論じておくべき問題点や当面の課題も少なくないと思われる。思いつくままにそのいくつかを記してみたい。

一、刑事記録保存法制

——なお残る課題——

裁判記録の保管と保存等については法律が制定されたのは刑事のみである。その刑事にしてみてもいくつかの課題と懸案を将来に託して、いわば見切り発車に踏みきったという面がいくつかある。戦後、最もきびしく改革を迫られたのが刑事司法の分野であった。検察ファッショという言葉葉に示される幾多の事実の反省の上に、検察と裁判の厳格な分離が、新憲法

の要請する司法の独立(憲法七六条)の最も重要な内容とされた。新憲法施行の昭和二二年五月三日、その同じ日にそれまでの裁判所構成法——そのもとでは検事局は裁判所に「附置」されるものとされていた——は廃止され、裁判所法と検察庁法という二つの法律となり、それぞれ施行されることよって分離を徹底した。旧法制下では刑事確定記録は裁判所に「附置」される何々地方裁判所検事局が保管に当たること、裁判所部局内の職掌分担として異をとなえるべき合理性はなかったといつてよいのであるが、両者が法制上分離した独立の国家機関となると、確定記録はいずれが保管に当たるべきか、問題を生ずることになった。新憲法にしたがって全面改正され、昭和二四年一月一日から施行された新(現行)刑事訴訟法は、同法そのものではどちらが確定記録の保管に当たるか

明言せず、単に「別に法律でこれを定める」とだけ書いた(刑訴五三条四項)。訴訟記録は本来、訴訟をすすめる裁判所書記官が作成し、判決は当然のことながら裁判官が書き、言い渡す。その訴訟記録と裁判原本を裁判が確定した後、裁判所から分離した別の官庁である検察庁に移管するとする合理的理由はどうみてもない。たしかに、裁判が確定すれば、確定した刑の執行に当たるのは検察官である。しかし、刑の執行のために確定記録が必要なら、その間、必要な部分だけ記録を一時的に移管すれば足りることである。ましてや、無罪が確定した訴訟記録の場合は執行すべき刑などありえないこと当然であるが、そんな場合にも無罪が確定した後になって全部の記録と無罪判決原本の保管を裁判所から検察庁に委譲すること、合理的理由は全くない、というほかはない。

刑事訴訟法が「別に法律でこれを定める」と書いた「別の法律」は、昭和二四年の第五回国会に提案される予定とされたが、ついに提案もないうまま終わった(註一)。「別の法律」で定められるべき刑事訴訟記録法はそれから四〇年近く制定されることはなかった。その間、いささか不思議なことではあるが、法曹関係者からも他の分野からも、法律未制定に対する疑問や非難の声、さらに法律制定の促進を求める世論も聞かれないうままに推移したのである。その四〇年近く、旧法下の情性に従った、というほかない状況のもとで、確定記録は、旧法時代の民刑訴訟記録保存規程(大正七年司法省法務局庶第七号司法大臣訓令)に準拠し、昭和四五年以降は検務関係文書等保存事務暫定要領(昭和四五年法務省刑事局長通達)に拠って、検察庁が保管保存にあたってきたのであるが、右暫定要領には多くの問題点が含まれていた。これらの問題点は刑事確定訴訟記録法の制定によって一応の結着と解決をみたといつてよい。しかし、筆者ら民刑の訴訟記録の保存法制定の確立をめざすものの観点からみて、後記のとおり将来に残された問題点と課題はなお多く、同法の制定はあくまでも「一応の」部分的、過渡的な結着と解決であるとせざるをえないのである。

同法制定の意義と残された課題はなにか。私たちの文書保存と利用に関する法制の整備と充実を希求するものにとつての課題と方向性をどこに求めるべきか。

(1) 文化遺産としての訴訟記録

同法制定前の訴訟記録保存法制に全く欠落していたのは、訴訟記録のもつ文化遺産ないしは史料としての価値の視点であり、文化遺産ないしは史料としてそれが国民的財産であり、国民の利用に供されるべきものであるという視点である。筆者らが裁判所や法務省の内部的規則や通達によってではなく、法律によって確立されるべきものとした、訴訟記録保存利用法制の確立と内容の最も中心的な要求は右の視点とその早急な具体化であった。

刑事記録の場合でいうと、前記暫定要領の定めた保管期限が経過した確定記録は機械的に廃棄されると伝えられても、それを国民の側で確認する手段すら法的には存しなかった。著名事件の記録は検察庁が独自の判断で保管期限を経過した後も廃棄せず、のこしていると噂されても、国民の側から特定の事件の記録の保存を求める途も、検察庁が部内でのこしている記録を一定の条件の下で公開させ、これを利用する方途も、全く存しなかったのである。

局長通達から「法律」によって規定することとなった刑事記録保存法制は保管と保存の概念を明確に區別し、保管期間の経過後の保存について、再審とともに刑事参考記録としての保存を明定し、かつその利用について規定したことの意義は、したがって決して小さくはない。

ただし、刑事参考記録という表現で刑事確定記録の保存を明定した同法ではあるが、重大な消極面があることも否定できない。一つは保管、保存の主体を検察庁としたこと、二つは、保存記録の閲覧の申出に対する法務大臣の措置について不服申立を制度として認めていない点などを指摘しなければならない。刑事確定訴訟記録法の右の消極面が刑事記録保存法制の基本的な問題点にかかわるものであるにもかかわらず、同法制定の推進を求めた日弁連が右消極面による反対意見を固執しなかったのは、主には前記暫定要領のもとで保管期間を経過した確定記録が、日々廃棄された事態を緊急に回避しなければならぬと判断せざるを得ず、また右の点で法案提出行たる法務省と対立した意見をたたかわせても右の各点等で当局側の譲歩を得る当面の見とおしがなく、閲覧の点では規則、通達等の運用面において日弁連側の意向をとり入れたいとの意向が示されたことなどによる。一般に、

法律制度はその解釈、運用にかかる面が大きい。そうとすれば、保存記録が文化遺産であり、国民の共有の財産であつて従前のように検察庁のいわば私的な参考資料ではなくなつたこと、殊にその記録が「政治犯罪出版に関する犯罪または憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつている事件」の訴訟記録は、憲法が絶対に公開を義務づける事件の訴訟記録であること（憲法八二条二項但書）等を考へて、国民の利用に積極的な当局の対応が期待される。それらの事例を積み重ねることによつて、右の消極面が私たち利用側のさまざまな活動を伴つて克服されることを期待したい。

(2) 民事記録の保存法制

訴訟記録は刑事と民事の二つに大別される。訴訟記録法制について刑事は法律化されたものの民事が併行的に事態が進んでいない。民事訴訟記録には一般民事のほか家事・行政・労働・商事など広汎な分野を含む。また、刑事と異り判決にいたる前に和解・調停・取下げ等で結着をみることも多い。これらの民事記録については、民事訴訟法一五一条「何人モ訴訟記録ノ閲覧ヲ裁判所書記ニ請求スルコトヲ得但シ訴訟記録ノ保

存又ハ裁判所ノ執務ニ支障アルトキハ此ノ限ニ在ラス」と規定し、確定訴訟記録については、戦後も刑事の場合と同様に民刑訴訟記録保存規程によつていたが、昭和二八年に事件記録等保存規程（昭和二八年最高裁判所規程第九号）が制定され、同二九年一月一日から施行されて今日にいたつてゐる。

刑事確定訴訟記録法が国会で審議された際、民事記録の保存についても論議されたのだが、当局側は現規程で支障なく運用されており、法律制定の必要性を感じていないとの答弁に終始した（註2）。いまも、その態度は變つていない。これらの答弁などをみると、民事の場合は（註3）、刑事訴訟法五三条四項のような「別の法律で定める」というような法律上の約束がないこと、現行保存規程は第九条において「史料又は参考記録となるべきもの」の保存期間（保存期間としてゐるが刑事確定訴訟記録法の保管の意と解される）満了の後の保存を規定し、「相当である」と認めるものについて「最高裁判所の指示を受けてその保管に移すことができる」こともすでに定めてゐることなどによると思われる。

しかし、民事記録の史料又は参考

記録としての保管期間経過後の保存は、裁判所内部の規程によるに過ぎず、公開利用に関する一切の規定はなく、予定もしていないことは明らかである。国民の側から、民事確定記録について右保存規程九条に基づいて裁判所がどの事件の記録を保存しているのかさえ、権利として知る方法の法的保障はない。

このような法制の現状を国民の側からみると、裁判記録の保存と利用といつても、民事の場合は刑事に比して質的に立ち遅れ、法制上の均衡を最も重要な点で失するにいたつてゐる。

昨今、民事訴訟手続の全般的な見直しをめざした民事訴訟法の全面改正が現実の俎上にのせられ、法制審議会の審議が始まろうとしてゐる。

民法改正の全体の中では確定訴訟記録の保存と利用などは必ずしも中心の位置を占める問題ではない。しかし、中心的課題でないにしても、避けて通ることのできない重要な問題点であることも間違いない。そうとすればこの際、あらためて関係者の注意を喚起しておかないわけにはいかないのである。

その際、次の事実も忘れられてはならない。

昭和六〇年六月二四日、第二百二回国会参議院本会議が、同月二五日、同衆議院本会議が、それぞれ「訴訟記録保存法を速やかに制定し、訴訟記録の保存主体・保存期間・保存基準等を確立された旨の筆者らの請願を満場一致で採択しているが、右採択された請願はもとより刑事のみならず、民事訴訟記録も含むのであること、刑事は法律化が終つてゐるが、民事記録についてはいまだ残されたままであるということ、などである。かかる経緯に鑑みると、民事訴訟改正作業の機会にこそ、その重要な一環として、右衆参両院満場一致で採択された請願の残された課題の実現を期されなければならない。

二、文書等保存法制

—— 基本法の制定による理念の確立と体系的整備を ——

冒頭に記したように昭和六三年にあいついで施行された刑事確定訴訟記録法と公文書館法はその理念と内容において多く共通するところがあつて思われるにかかわらず、制定にいたる経緯における推進運動の面においても、その内容等においても、交流は殆どなかつたといつてよい。ひるがえつて考えてみると、施行

直後の刑事訴訟法五三條四項に基づく刑事記録保存立法の提案が予定されたのが昭和二十四年の第五回国会であった。予定された刑事記録保存立法は提案にもいたらなかったが、歴史学者等が結束してなした「史料館設置に関する請願」が採択されている。結局、第五回国会で予定されながらも提案にもいたらなかった刑事記録保存立法は三〇数年を経て第八回国会で刑事確定訴訟記録法として実現し、同じ第五回国会で採択された右請願は関係者の熱心な努力によって、史料館設置等の実績を積み重ね、公文書等保存施設に関する基本法ともいべき公文書館法の制定となつて結実するにいたり、あいついで施行となつた。実現までにたどつた道は両者それぞれであるが、そのはじまりと法律施行がほとんど時期を同じくすることに、なにかの縁とでもいへばさへ感ずる。

訴訟記録保存立法の推進にいくらか関与して考えさせられることが多い。

与えられた紙数も尽きるので、项目的に列挙するにとどめたい。

一つは、相互乗り入れの必要である。

訴訟記録について考えると、保管

の段階を経過し、保存に入った段階では、裁判記録を他の行政分野の公文書等と、保存の理念、目的等に照らした取扱いにおいて別異に対処すべき合理的理由にとほしい。私は、行政文書も裁判記録も保管段階を経過する段階で、何を保存に移し、何を廃棄するか、どれを公開して国民の利用の便に供するか等は、保管にあつてきたものの判断よりも、専門的に養成されたアーキビストに委ね、行政、司法の各分野によつて構成された行政、司法に共通する委員会によつて決められる方がはるかに合理的であり、訴訟記録の保存利用法制は民刑をふくめ右の方向に向けて体系的に整備されていくべきであると考ええる。

したがつて、また保存段階に入る訴訟記録はその段階で保管庁から文書館に移管するものとし、裁判記録を含む行政、司法等の総合的な文書保存施設の建設管理の方向を追求すべきではないだろうか。

それにしても、右両法成立の過程に交流のとほしかった事実象徴されるように、裁判関係者は文書等保存の活動に関心が薄く、一方、文書等保存の活動をすすめている側には裁判記録を特別視する傾向が無意識

的にもしろ存在したのではなからうか。保存の段階においては、行政、司法の分野は相互に乘入れて全般的な文書等保存について考究し、体系的に法制を整備し、その機構とこれに従事し動かしてゆくべき裁判記録を含めたアーキビストの養成等を、現実の課題として追求すべき時期にきているのではないだろうか。

二つめに、右と関連するが、裁判記録等を含む文書等保存に関する理念を確立し、これをもりこんだ文書等保存に関する基本法の制定を目ざすことについてである。たしかに関係者の並々な努力は公文書館法として結実した。しかし、同法は基本的に施設法の枠を出ないものであり、かつ、各規定は包括的、訓示的な面の多いこと、否定できない。戦後立法の特徴としてそれぞれの分野について、手続、組織、施設等に関する法形式とともに基本法を制定してその理念を確立明定している場合が多い。農業基本法、教育基本法、原子力基本法、公害対策基本法、消費者保護基本法等々。

行政、司法その他の分野を包含しつつ、後世にのこすべき文書等の保存の理念を確立してこれを法文上明記し、その理念実現に向けて国家と

してどういう方向でなにをなすのか、そのための機関と機構、保存基準と手続、施設等に関する基本的事項は文書等保存に関する基本法によつて明確にされるのがぞましい。そして、その基本法を基本にすえながら、各分野の記録保存法制は体系的に整備されるべきである。その機は熟しつつあるのではないだろうか。

註

(1) 結局、提案もされなかった理由が当時の裁判所と法務庁及び検察庁の所管に関する対立、いわば縄張り争いにあつたこと、その対立意見の内容等について押切謙徳外著「注釈・刑事確定訴訟記録法」(ぎょうせい刊)一四頁以下にくわしい。

(2) 第八回国会衆議院法務委員会(昭和六二年五月二六日)における千種秀夫法務省民事局長の答弁、同参議院法務委員会(同年五月一日)における同局長の答弁。

(3) 日弁連は民刑確定訴訟記録保存利用の法律化推進を決め、刑事確定訴訟記録法成立後も民事記録保存の法律化をめざし、最高裁判所事務総局と折衝した際も、現保存規定の充実改正で処理する方針であると説明している。

文部省科学研究費補助金の交付と

第一回研究会開催報告

本稿は平成二年度より四ヵ年継続で、研究課題「史料所在情報の集約とその解析的研究」について、文部省科学研究費補助金一般研究(A)の交付を受け、調査・研究を開始すると共に、第一回目の研究会を開催したのでその結果も合わせて報告するものである。本研究スタッフは当館教授森安彦を代表に、当館員と関西大学周防節雄氏(情報科学)である。四ヵ年の補助金交付額(含内定)は、平成二年度一千万円、三年度五百万円、四年度四百万円、五年度三百万円で、合計二千二百万円である。そこでまず本研究を開始するまでの概要について触れてみたい。全国的な史料所在情報の集約を目指して本格的な活動を開始したのは昭和四五年度からで、五五年度から各都道府県立史料保存利用機関や中央図書館、大学等を対象に年四、五県程度調査を実施しながら情報収集に努めてきた。そして収集した目録類を基礎に、史料群(家別)一件ごとに所在地や所蔵者(機関)等一六項目についてのデータカードを作成し、約三万八千枚蓄積するに至っている(こ

れまでの経過については、山田哲好による「本誌」第二四・三七号、「史料館研究紀要」第一四号を参照された)。この間に、史料館の役割と史料保存体制、「本誌」第三八・四三号)で示した当館が今後充実すべき機能として三つの柱を掲げたが、その一つである「全国の近世・近代史料の所在や地方史関係文献に関する情報・閲覧サービスの機能」の充実と拡大を期すために文部省科学研究費補助金総合研究(A)による調査・研究を実施した。それは昭和六〇〜六二年度三ヵ年継続で研究課題「近世・近代史料所在情報の収集及びその体系化に関する基礎的研究」と昭和六三・平成元年度二ヵ年継続で研究課題「史料所在情報の蓄積検索システムに関する研究」である。前者は史料目録の作成状況を主とした史料の所在に関するあらゆる情報の調査・収集を行い、データカードを作成して研究者の利用に供するための基礎的研究が目的である(詳細は「本誌」第四四・四九号〔文責山田〕と「研究成果報告書」を参照されたい)。後者は所在情報の補完調査

・収集と史料所在情報に関するデータベース(パソコン利用)の作成を目的に、具体的には所在情報の基礎である史料目録類の書誌データベースSACIS (Shiryokan Archival Catalogue Information System)と、データカードを基に史料所在データベースSINDEAD (Shiryokan National Data Base of Archival and Documentary resources)を作成した(詳細は「本誌」第五三号〔文責山田〕と「研究成果報告書」を参照されたい)。

以上の研究成果を踏まえて開始した本研究の主目的は、データベースの機能拡充と大量データの追加入力である。特にデータベースの内容や利用システムのあり方等については、全国の史料保存利用機関及び研究者の要望や意見を聴取し、それを具体的なシステムづくりの反映させることが極めて重要である。そこで第一回目の研究会(今後回数回開催の予定)を本年二月二十九日に開催した。当初案内は既設国都道府県立史料保存利用機関一九、研究者一四名に配布したところ、一七機関と研究者一〇名の参加があり、貴重なご意見ご要望をお聞きすることができ、また各機関における史料所在情報の集約やコンピュータ利用の実態についてご報告頂いた。紙数の制約で詳細は

省略するが、以下に参加者(機関)名(敬称略)を掲げ、年度末のご多忙の最中、ご出席頂いた関係諸機関・各位に対し深甚なる謝意を表す次第である。

研究者(五十音順)

阿部 昭(国士館大学)・岩崎宏之(筑波大学)・周防節雄(関西大学)・竹内 誠(東京学芸大学)・西垣晴次(群馬大学)・松本四郎(都留文科大)・三上昭美(中央大学)・宮地正人(東京大学史料編纂所)・八重樫純樹(国立歴史民俗博物館)・吉原健一郎(成城大学)

史料保存利用機関

国立公文書館(氏家幹人)・北海道立文書館(遠藤龍彦)・福島県文化センター歴史資料館(阿部俊夫)・栃木県立文書館(仲田凱男)・群馬県立文書館(田中康雄)・埼玉県立文書館(太田富康)・千葉県文書館(高橋 寛)・東京都公文書館(水野 保)・富山県公文書館(山田時夫)・岐阜県歴史資料館(吉田義治)・愛知県公文書館(稲木 弘)・京都府立総合資料館(黒川直則)・大阪府公文書館(北山英一)・鳥取県立公文書館(濱崎洋三)・広島県立文書館(松下孝昭)・山口県文書館(梅田 正)・徳島県立文書館(金原祐樹)〔文責・山田哲好〕

大滝(直之助)家文書の整理を終えて

大山領の年寄役とは、

浅井潤子

本文書は日本海にほど近く、羽黒山の麓に発展し大山酒の名で知られる大山村で、古くから酒造業を営んでいた大滝家に伝来した文書である。大山村は、庄内米の優秀な米質と水質がこの地に造酒の繁栄をもたらしたといわれ、江戸期にはその数四一軒に達したと記録されている。

大滝家は酒造のほかに村役人としても活躍した家である。本家の藤左衛門家が代々名主に就任していたためか、分家直之助家の初代三郎は、大山騷擾(目録解題参照)以後年寄役についたため、本文書中には年寄としての役務上の史料が村史料の大半をしめる。この年寄とは一般にいう大庄屋でもなく名主の上格にあつて、領主との下達・上申の仲介役として存在していた。村方三役(名主・組頭・長百姓)の他に年寄が置かれたのは、大山村が大村であったためと、数度にわたる領主交替の繁雑さも加わってか判明しない。「大山町史」(斉藤正一氏)に「年寄役は古くは二人の事もあつたと傳えられるが一人

勤めが普通であつた。文化年間になり事務量が増え諸用多忙となつて二人勤を申請して許可されたといわれる」また「元来年寄役は村方の願いで決められる筋合ではなく個人の功績によるものである。たとえば本家清三郎(藤左衛門養子)が年寄役に命ぜられたのは、名主役勤続の功績によるもので、代々世襲するものではない」と述べている。分家直之助が年寄に就任したのは、大山騷擾の首謀者として藤左衛門と清三郎が欠所の処罪をうけた結果、分家である三郎が受けついただと考えられる。

年寄役がどのような職務上の役割を担っていたかは、今のところ詳かでない。つぎの三通の村方文書引継証文によつて、役務の一端が伺える。

(史料一) [史料 番号 一一六三]

覚

一 老人立帳 差紙附 五帳
 一 加判帳 巻通り 老帳
 一 年々不納帳 老帳
 一 慶雲寺・常禅庵 絵図

一 不納田畑改帳入 老袋
 一 御陣屋掛并諸掛取立帳 老帳
 一 御林木数反別書上帳 老冊
 一 御用留 五冊
 以上

右之通送被遣相改、慥ニ受取申候處実正ニ御座候、為念依而如件

弘化三年

九月廿四日

名主 長三郎 ㊦

年寄

三郎殿

(史料二) [史料 番号 一一六四]

覚

一 老人立帳 巻通 五帳
 一 老人立御年貢取立帳 拾五冊
 一 加判帳 老帳
 一 年々不納帳 老帳
 一 老人立御年貢法立帳 七帳
 一 御年貢指引立入帳 老帳
 一 御年貢書出指引 辰巳老袋

(中略)

弘化三年

九月廿四日

組頭 惣次郎

年寄

三郎殿

(史料三) [史料 番号 一一六五]

覚

一 町々古不納証文入 式袋
 一 寅村入用帳 老袋
 一 巳御年貢取立帳 老帳
 一 金銭諸拂帳 拾老帳
 一 臨時高割出銭取立帳 式帳
 一 郡中割取立帳 老帳
 一 臨時取立帳 式帳
 一 御年貢皆済目録 老枚

(中略)

弘化三年

九月廿四日

長百姓 弥三郎 ㊦

年寄

三郎殿

右は三役人が各々家の引継ぎ公文書を年寄三郎宛に提出したもの。

元来村方引継文書は世襲名主以外は、庄屋交替の際、先庄屋が跡庄屋に宛てて引継ぐのが通例である。この様に三役が、それぞれ引継ぐ公文書が異なつて年寄役に引継がれるのは異例と思われる。兎も角この三通を見ても年寄が名主の上格であるとの判断はでき、年寄役が一般にいう大庄屋格と同様のものと考えられる。

中国の檔案館訪問記

丑 木 幸 男

一九九〇年十月二十五日から十一月一日まで、第二回全史料協友好訪

中団に参加して、中国の檔案館と、アーキビスト養成機関を訪問し、その一端を垣間見ることができた。国立史料館からは大藤修・広瀬陸・筆者の三名が参加した。中国檔案館の紹介はいくつか行われているが、新しい知見も得られたので紹介したい。

一 第一歴史檔案館

最初に北京市の中国第一歴史檔案館を訪問した。

各組織で毎日作成される現用文書は中国でも「文書」と称し、規定の保存年限が過ぎ、保存のためにファILINGされる文書が「檔案」となるという。一九八七年に制定された「中華人民共和国檔案法」により、檔案は正式に法的規制を受けることになった。

中国第一歴史檔案館は、一九七五年に新築した五階建ての壮大な建物であり、明・清代の史料を中心に保存している。現存している最古の史料保存庫である皇史宬^{しじやう}に保存された史料をはじめ、一千万件の史料を

一六の書庫に手動式の書棚で保存している。

職員は一七七名、展示室・閲覧室・

マイクロ撮影室・修復室などを見学した。マイクロ撮影室では数台の六ミリの撮影機で、女子職員が史料を撮影中であつた。修復室では破損の進んだ折本の史料を裏打ちしているところであつた。その後訪問したほかの檔案館でも修復作業の中心は裏打ちと表装であり、修復の基本は裏打ちと表装であるようだ。その方法も机上にビニールを敷いて、作業をしている。リーフ・キャストイング（渡ばめ式）には無関心であるようであつた。もっとも、作業をしている職員はいずれも若く、伝統的な方法を先ず身につけることが先決であるのかもしれない。

その後、中国人民大学檔案学院を訪問した。中国全体で檔案館は三三五〇館あり、職員数は百万人いるとのことであり、その専門職員を養成するために、三八大学に専門職のアーキビスト養成のための檔案学部が設置されているが、その中心的な役

割を果たしているのがここである。

大学以外にも専門学校もあり、テレビによる通信大学では受講生は三万人にもなるという。現場職員を対象とした檔案局主催のアーキビスト養成短期セミナーは、一か月間と三か月間のコースで毎年行っている。

一九五二年、設立され、現在は中国人民大学檔案系となり、歴史檔案管理学部・科学技術檔案管理学部・檔案保護学部の履修期間四年間の三学部と、履修期間三年間の日本では修士課程の大学院に該当する研究科と、行政情報専門科を設置している。教官六五名、その内、教授五名、副教授二〇名、在学生四〇〇人。史料保存業務の発展に先だつて、人材養成の教育を發展させるべきであると、アーキビスト養成を重視している。

歴史檔案管理学部では、文書学や検索学・中国政治制度史・文献編纂学などを学び、文科系の学生を募集している。科学技術檔案管理学部では、企業管理学・建築学なども学び、理科系の学生を募集している。檔案保護学部では、マイクロ撮影・紙質などの分析科学・修復技術・編綴技術・コンピュータの基礎知識などを学び、理科系の学生を募集している。行政情報管理専門科では檔案事業のOH化やコンピュータ化のための、

基礎知識を学んでいる。企業管理学や情報管理学は史料管理に有効であり、こうした新しい学問やコンピュータなどの機器を積極的に活用しながら、新たな文書学を構築しようとしている。中国人民大学では檔案関係の著作を刊行し、教材に使用するとともに一般にも書店を通じて販売し、檔案学の研究と普及活動を推進している。新華書店で高校の歴史の教科書などと並んで、檔案学関係の書籍が数多く並んでいた。中国の文書学の基礎的研究と普及の、先進ぶりを端的に示している。

学内にある実験楼も見学した。紙の厚さ・重さ・断裂度・耐張度などを計量する機材が実験室に並べられており、各種の紙の虫やカビのサンプル、湿気や虫・白蟻・カビで痛んだ紙の標本などが陳列しており、紙質や紙の破損の基礎的研究が行われていることが分かる。

二 第二歴史檔案館

南京市の中国第二歴史檔案館を訪問した。一九五〇年代と七〇年代に書庫を増築し、九〇年にも増築した。訪問した折にちょうど完成し、まだ史料を収納せずに乾燥させているところであつた。書庫部分を建物の中、中央部に設け、周囲に廊下をめぐらせ、書庫が外気と直接に接触せず、劣悪

な自然環境の中でよりよい史料保存環境を作り出すための、基本的な配慮をしている。

辛亥革命から一九四九年の革命までの史料を保存しており、国民党時代の史料が最も多く、中には重慶政府時代の史料は山中に埋めて保存したものもあり、保存状態は劣悪であったものも多いという。また、南京市は揚子江沿岸のため湿度が多く、史料保存のための自然環境はよくないので、修復が重要な業務になっているという。原本保護のためにここでもマイクロ化が進められている。新聞史料もマイクロに撮り、原本と同じ大きさに焼付けして閲覧に供している。酸性紙の脱酸処理でも研究成果を挙げたという。

史料は一四五万巻あり、書棚の延長は三五キロメートルにもなり、中国では最大の史料点数である。どこの檔案館でも、史料分類は出所原則にもとづいて、文書を作成した組織ごとに大分類を行っている。第二歴史檔案館では、南方革命政府檔案・北洋政府檔案・国民党及び国民政府檔案・日偽政府檔案・人物檔案に分類している。史料の多い国民政府檔案はさらに国民党及びその他党派檔案・国民大会檔案などと六つに中分類をしている。その下を独立した組

織ごとに分類し、それを全宗と称し、全部で八〇〇ほどの全宗番号を作成し、一覧表にして日常業務に利用している。全宗は史料のあり方により異なるから、それぞれの檔案館で独自の全宗番号が決められている。全宗の下に類・巻・件などの小分類が設けられる。ファイリング・システムと同様に、関連文書を書棚に同じ規格の文書箱（縦が書棚にちょうど納まる三〇センチ弱、厚さは一〇センチ強で、第一・第二歴史檔案館でも上海市檔案館でも、色や素材はやや異なるが大きさは同じであったから、全国共通であろう）に収納している。その箱に檔案袋にまとまりのある一件文書を収納している。薄いものであれば数袋入り、厚ければ一袋だけである。檔案袋の中には一紙文書もあり、簿冊もある。巻はその檔案袋ごとの分類であり、その中に多くの文書も含まれるがそれは件と分類している。目録作成のためのカードは巻で取っており、檔案の基本的単位は巻であるようだ。

職員は一八〇人、うち専門職は一三〇人。保管利用部（閲覧・保存）・整理部（目録編纂）・史料編輯部（民国時期の史料編纂）・技術室（史料補修・マイクロ化）・研究室（民国史研究・編纂、英語史料翻訳）

民国雑誌編集部（民国の雑誌収集・編纂）の六部門に分かれている。

閲覧室は正門から入ってすぐの建物にあり、多くの人が閲覧をしている。史料の利用は積極的に行われているようであった。

三 上海市檔案館

最後に地方レベルのものとして上海市檔案館を訪問した。檔案館の業務内容を紹介する館で作成した約一八分間のカラービデオを見せてくれた。複写機によるコピーやパソコンの導入なども行われており、近代的な機器を使用しながら業務を遂行している様子が分かった。

上海市檔案館は一九五九年に設立され、約一〇七万巻の史料を保存している。一八四〇年の阿片戦争から現在までの史料があるが、民国時代の史料が多い。公開しているのはそのうち一八万巻である。三〇年公開の原則であるが、革命以後の史料は準備中で公開できていない。県レベルでは革命以後の史料を公開しているところもあるとの説明があったが、

檔案法で三〇年公開をうたっても、中央でも地方でも革命以後の史料の公開は進んでいないようである。職員は一四三人。事務・保安第一・第二・編集・収集・技術の六部門に分かれて業務を行っている。市の下

に一二区・九県があるが、それぞれ檔案館があり、上海市檔案局が全体の檔案業務を管理・指導している。ただ、人事はそれぞれ市・区・県の人事委員会が行う。上海市檔案局は國家檔案局の管理・指導を受けている。別な場所に二万八〇〇〇平方メートルの新館を建設中であり、三〇〇万巻の史料を収納することができるといふ。「上海市の社会発展に檔案館は役だっている」という説明は、

役に立たなくなった史料を保存しておく、カビ臭い施設というイメージの強い日本の文書館とは、大きな違いである。自信を持って「社会発展に役だっている」と言い切れる中国の檔案関係者の姿勢には、感心させられた。

主な参考文献

中原ますあ「中国における檔案の整理と檔案館」（『参考書誌研究』三十号、一九八五年）

長沢孝三「中国の旅―中国第一歴史檔案館六〇周年大会に参加して―」（『北の丸』十八号、一九八六年）

中原ますあ「中国の檔案事業と檔案館」（『全史料協関東部会報』十五号、一九八八年）

佐藤勝巳「中国檔案館見てあるき」（『全史料協関東部会報』十六号、一九八八年）

（一九八八年）

出羽国 久保田町那波家文書
秋田郡

(現、秋田県秋田市)

一九九〇年八月二八日、三〇日の三日間、昨年にひきつづき、那波家文書の調査を実施した。この文書は

那波三郎右衛門祐格氏の旧蔵にかかり、現在は秋田市中央図書館明德館に寄贈されている(秋田市千秋明德町四一四、電〇一八八―三二一九二二〇)。調査員として委嘱したのは以下の方々である。東北大学教養部

助教教授平川 新氏、秋田工業高等専門学校講師脇野 博氏、秋田大学教育学部講師渡辺英夫氏。また、昨年度の調査で中心的役割を果たされ、その後秋田大学より高知大学教育学部助教教授に転勤された萩 慎一郎氏も、遠路はるばる愛妻手弁当で駆けつけられ、調査に御協力下さった。

以上の各位、ならびに調査中御高配たまわった明德館の方々には、改めて深甚の謝意を表したい。なお、当館からは山田哲好と不肖・大藤 修が参加した。

那波家の来歴は『史料館報』五二号の昨年度調査報告で紹介したが、播州赤穂郡那波ノ浦に発し、近世初期に京都に移って秋田藩をはじめと

する諸藩の御用達を勤め、宝永五年の京都大火で産を焼失してのちは秋田に移住し、現在に至っている。

藩制時代は秋田藩の御用達町人として、代々の当主は種々の役職を勤めていた。那波家文書の大部分は藩の役職を遂行するために作成ないし受領した文書であって、総点数は約八万五千点にのぼる。図書館では同一の役職にかかわる文書群ごとにとめて棚に配列されているので、整理・目録化もその配列順にそって進めることにした。昨年の調査のあと図書館の方で約千五百点ほど整理を進められており、今回の調査はそれを引き継いで行った。那波家では関連文書をまとめて袋に入れたり束ねたりして管理していた。そうしたものに

ついては、原秩序に即して整理・目録化している。今回目録化したものは整理番号にして千五百件余であるが、一括管理形態の文書群はそれを単位に整理番号を付与している故、点数的には約四千点にのぼるだろう。図書館の棚に並べられている分についてはほぼ整理を終えることができ

たものの、この他、ダンボール箱に収納された文書が数十箱分残っている。次年度も引き続き調査を行う予定である。

今回調査分の文書は、大別すると、御境口関係、御山師関係、絹方関係、質方関係に分かれる。

御境口関係文書は、秋田那波家四代祐生(通称は代々「三郎右衛門」を襲名)が文化一一年に「御境口出入調役銀纏支配人」に任ぜられ、その職務にかかわって作成した帳簿である。五代祐章も同役を引き継いだらしく、明治初年までその関係の帳簿が連綿として伝わっている。内容的には、日記、御境口出入調役銀請

払帳、御境口御余銭御払帳、御境口手判銭帳、御境口惣寄勘定帳等から成る。

御山師関係文書は、五代祐章が天保九年より明治初年まで「御山師」を勤めていた時に作成ないし受領した帳簿である。「御山師」は秋田藩領内の諸鉱山より産出される金銀銅等の出納を統理した役職で、そのため銅山方金銭請払帳、銅山方諸品受払部分帳、銅山方日記、灰吹金銀銅鉛上納通帳、大葛金受払帳、銅山書上帳、院内銀山書上帳、加護山書上帳、諸山引合帳、勘定帳等々、近世

末期の秋田藩領内の金銀銅山の趨勢を知りうる基本帳簿が大量に伝存している。

絹方関係文書は、文化一三年より明治初年までの秋田藩絹方支配人の職務にかかわる帳簿である。この時期、秋田藩は殖産興業政策の一環として養蚕・絹織物業の育成・振興に力を注いでいた。その中心的な役割を果たしていたのが四代祐生と五代祐章であり、絹方関係の文書は那波家文書のなかでも最も大量に伝わっている。

以上は秋田藩の公用にかかわる文書であるが、これに対し質方関係文書は那波家の質方の営業帳簿である。弘化より明治初年までの質方勘定帳や質流取調帳、通帳等が残っている

ので、幕末期には質店を経営していたことが知られる。質流となり無用となった質入通帳は数冊まとめて束ね、「無用の通」と表記して廃棄帳簿であることを示している。この他、大福帳が安永より明治初年まで存するが、これは那波家の家政および公用に関する諸々の事柄の記録帳簿である。また、那波家の家政向きと公用向きの両者を合わせた金銭出入の管理帳簿も文化以降、連続して残っている。

(大藤 修)

武蔵国 桑崎村 小沢家文書
埼玉郡

(現、埼玉県羽生市)

一九九〇年八月二五日から二七日までの三日間、小沢丘家所蔵文書の所在調査を実施した。

調査にあたっては、国学院大学文学部教授大谷貞夫氏に御助力をいただき、同氏のほかに財団法人印旛郡文化財センター荒井信司氏、成田山霊光館小池康久氏、千葉県立文書館高橋寛氏、取手市史編纂室飯島章氏に調査員を委嘱し、また、木村立彦・小林正雄・荻原敏吏・渡辺善司・土佐博文・小峰孝男の各氏にも御協力いただいた。さらに、小沢家の皆様には、種々の御便宜をいただいた。以上の各位に改めて謝意を表したい。なお、当館よりは渡邊尚志、大友一雄の両名が参加した。

残暑の厳しい折であったが、調査では小沢家の広い母屋を自由に利用させていただき、近世・近代史料一〇〇〇点余の目録取りを行なった。ただし、作業は途中でであり、最終的には三〇〇〇点を越えると思われる。現在、これらの文書は、母屋裏に新築された物置の二階部分にダンボール箱などに収納され保管されるが、

古典籍類の多くは、近年改築された母屋の一角に別置される。従来は、現在の物置の位置に「書物庫」があり、そこにもとに収められたという。

整理においては、史料一点ごとに整理袋に入れ、袋表に年代・内容・差出・受取・形態・整理番号などの事項を記したが、その際には袋の記載事項と同規格の薄いカードを用意し、カーボン用紙の利用によって、袋書きとカード記載を同時に行なう形をとった。長期にわたる作業が事実上不可能な、個人所蔵の文書を扱う場合には、有効な対策の一つと考える。後の目録作成作業の面からも、好ましいのではないか。この方法は、大谷貞夫氏を中心に、今回調査をお願いした方々によって、既にとられていた方法に習ったものである。

史料の総量が多いため、全ての整理を終えることはできなかったが、確認の範囲で桑崎村、小沢家、文書の性格について記しておく。なお、未整理分の整理は、今回調査をお願いした方々によって、引き続き行なわれる予定である。

まず、桑崎村の支配関係に注目すれば、同村は天正一八年の徳川家康の関東入国にもない、羽生城の城主となった大久保忠隣在所領になるようである。しかし、慶長一九年、忠隣改易により幕領に組入れられる。次いで寛文元年に甲府藩武州領の一部となるが、宝永元年、藩主徳川綱豊の五代將軍への就任に伴い再び幕領となる。翌宝永二年には、旗本藤枝方教の知行地となり、天明期に至るが、同五年の、いわゆる藤枝若狭守情死事件により、同家は断絶となり、桑崎村は幕領となった。その後寛政五年には、陸奥国泉藩領となるが、慶応三年、関東在方掛の羽生陣屋が置かれたことにより、上知され幕領となった。維新の際には、岩鼻知県事の管轄となるが、泉藩領に復し、明治四年に埼玉県下におかれる。

『武蔵田園簿』によれば、村高は五一石三斗三升一合、うち田方一九九石余、畑方三一石余であり、検地は承応三年に代官南条則門によって実施された。検地帳は現存しないが、このときの村高は四五三石余、田方反別一九町四反五畝歩余、畑方反別三三町四反六畝歩余（うち屋敷二町七反三畝一二歩）である。

小沢家は、代々桑崎村の名主を勤

めるとともに、羽生領普請組合七二ヶ村の総代、羽生町寄場改革組合七四ヶ村の小総代、泉藩領八ヶ村の取締名主なども勤めた。同家の近世文書の多くは、こうした役職との関連で作成保存され、文書群を成したものである。年貢割付状・皆済目録は、承応三年からほぼ揃い、年貢勘定帳など年貢関係史料も五〇〇点余に及ぶ。宗門人別帳も、寛政一〇年から明治三年にいたるまでほぼ揃う。

羽生領普請組合に関しては、治水・利水関係史料、田舎関係史料等がみられる。その他、いまだ作業途中のため史料群の構造との関係で充分に把握しきれないものもあるが、その内容と種類は極めて豊富である。

なお、明治期には当主小沢愛次郎氏が、県会議員・衆議院議員などを数期にわたって勤めている。また柔剣道の普及にも努めた。同氏の子息で、現当主の小沢丘氏も剣道に精進され、警察学校の剣道師範をなかく勤められた。いままも同家敷地内には、市民のための剣道場が用意され、多くの少年剣士が稽古に励んでいる。よって、同家には議員関係の史料はもちろん、柔剣道関係の史料・図書が大変多く所蔵されており、同家文書の大きな特徴となっている。

(大友一雄)

平成元年度 新収史料紹介

⑥はマイクロフィルムによる収集を示す。

⑤ 信濃国佐久郡 佐藤家文書 軽井沢宿

佐藤家文書は平成元年度に史料館の所在調査を実施し、総点数七四九点を目録化した。本年度は、そのうちの二二〇点をマイクロフィルムにより収集した。

佐藤家文書の概要については、すでに、『史料館報』第五号(平成二年三月)に紹介したので参照されたい。

(現蔵者)長野県北佐久郡軽井沢町旧軽井沢五四〇、佐藤芳寿氏、収録数五リール、二六〇三コマ)

(森 安彦)

⑦ 肥後国天草郡 木山家文書 本戸組大庄屋

一九八一年から継続して行なっている同家文書撮影事業の六回目である。

木山家は、江戸前期以来、天領天草の十組組合村のうち現在の本渡市を中心とする本戸組の大庄屋を代々勤めた家で、大量の大庄屋文書を残している(詳しくは『史料館報』第三六号を見られたい)。

今回は、前回に引き続き近世近代

の書簡類を撮影し、書簡類についてはこれで一応収集を終了した。

ほかに、明治期を中心とする諸役職の任免状約七十通、本戸組管内村の絵図やその他の地図類約一五〇点、明治期の役所関係文書等約四十点を撮影収集した。明治期以降の文書については、なお撮影すべきものが残っているので、第七次撮影を予定している。(現蔵者)本渡市浜崎町一―一五 木山惟彦氏。収録数五リール、二五九八コマ。

(安藤正人)

⑧ 伊豆国 葦山江川家文書 田方郡

江川家は、近世中期以降、伊豆・駿河・相模・武蔵各国幕領の代官を勤めた家として有名である。

当館では、昭和四二年度、同六三年度、平成元年度の三回にわたって江川家文書のマイクロフィルム収集を行ってきたが(既収録分については『史料館報』五〇、五二号を参照されたい)、今年度も未撮影分の一部を撮影した。

本年度は、昨年度に引続いて、代

官所から勘定所に宛てて出された伺書類を中心に撮影した。何の内容は、博奕取締、治安維持、芝居興行、御林管理、東海道宿駅、寺社、酒造、御普請、鉱山、年貢、廻米、貯穀、百姓救恤、難破船、運上、冥加、海防、反射炉、伊豆諸島関係等多岐に亘っており、代官所支配の具体的様相を知ることが出来る。なお、同文書の閲覧には江川文庫の許可を必要とするので、事前に御連絡いただきたい。

(現蔵者)江川文庫、静岡県田方郡葦山町葦山、(電)〇五五九四―九一―〇〇二、収録点数三リール、一八四六コマ)

(渡邊尚志)

⑨ 讃岐国青島村渡辺家文書 讃岐国井関村佐伯家文書

今回は瀬戸内海歴史民俗資料館所蔵の渡辺家と佐伯家を収集した。

大庄屋渡辺家文書の収集は昭和六〇年度の継続であり、前回については『史料館報』第四二号に概要を報告した。今回は本文書のメインの一つでもある渡辺家の砂糖生産に関する史料、とくに生産量と流通が判明する「諸国売捌帳」(天保一一年、元治元年八月)一七冊を収録した。

佐伯家文書は讃岐国豊田郡井関村

(現香川県三豊郡大野原町井関)の庄屋佐伯家文書である。同家は室町時代から在住した旧家で、井関村の庄屋と同時に周辺五郷(内野々・有木・海老濟・田野々・井関)の代表庄屋(天和二年に内野々、宝曆一〇年有木・海老濟の兼帯庄屋)でもあった。今回は覚帳(享保く明治五年の触留他)一一四冊(約九〇〇〇コマ)を中心に収録した。この覚帳には丸龜藩の藩政および地方支配の施策が時代を追って判明できる記述が多く、藩政史料の乏しい中で唯一の好史料である。(瀬戸内海歴史民俗資料館蔵、一七リール、約九二〇〇コマ)

(浅井潤子)

受託史料

信濃国 松代 真田家文書

真田家からは昭和六三年度に八九〇件の史料を受託しているが(本誌五〇号に紹介)、その後に真田家で新しく発見された史料一五八件(三〇五冊、一一三通、その他六八点)について前回の追加史料として寄託を申し出られたので、改めて受託したものである。史料の保存にご協力いただいた真田恵美子夫人と真田幸

俊氏に厚くお礼申し上げます。

今回の受託史料は、全体として前回の残余分という性格をもち、何らかの理由で保管場所が分散していたために発見が遅れたものであろう。個々の史料には前回受入分の欠年部分を埋める史料も見受けられ、当館に追加寄託されたのは、史料の保存にとつて適切な措置といふことができる。

総点数も少ないので史料内容の紹介は簡略にとどめる。藩主関係の史料は、御内書への請書案や御直書のほか、鞍折紙などの道具史料や典籍類を主とするが、延宝三年の「舞茶道具仕上帳」は真田家文書としては年代の古い方に属する。典籍では湖月抄や俳諧書、それに読本が目立つ。明治以後の家扶局関係史料は、量的には今回受託分の半数以上を占めるが、会計書類を中心に前回分を補充するものが多く、特にまとまった史料は見当たらない。

藩庁史料では、「御切米元帳」の文久二年分が当館所蔵の七冊の前に加わって継続史料となる。天保一年から嘉永五年までを収載する「御触留」が真田家文書の中ではやや異色であり、「家中屋敷場所覚」（文化一〇年）も類書は少ない。（原島陽一）

（通算第三六回） 平成二年度史料管理学研修会報告

本年度は長短期の研修会を、それぞれ

次の日程・場所・内容で実施し、所定の教科目を履修し、レポート審査に合格した方々に修了証書を授与した。

〔長期研修課程〕

・期間 前期 平成二年七月九日～八月三日、後期 平成二年九月三日～九月二八日

・会場 国文学研究資料館

・講義名・講義担当者

一、総論

(1) 文書館総論

当館員

(2) 史料管理学序論

当館員

(3) 地域社会と文書館

藤沢市文書館長

(4) 組織体と記録

明海大学経済学部教授

(5) 情報提供サービス機関としての図書館と文書館

慶応義塾大学文学部教授

二、史料論

(1) 史料論総論

当館員

(2) 古代中世史料論

東京大学史料編さん所助教授

千々和 到

(3) 近世史料論Ⅰ（幕藩史料）

東洋大学文学部教授

(4) 近世史料論Ⅱ（町方史料）

当館員

(5) 近世史料論Ⅲ（村方史料）

同前

(6) 近現代史料論Ⅰ（行政史料）

京都府立総合資料館歴史資料課長

(7) 近現代史料論Ⅱ（民間史料）

専修大学経済学部教授

三、史料・記録管理論

(1) 記録管理論

千代田化工建設株式会社審議役

(2) 史料所在調査法

当館員

(3) 史料の収集と受入

同前

(4) 現代行政文書の評価と移管

北海道立文書館私文書係長

(5) 近世史料の整理と検索手段の作成

前出

(6) 近現代史料の整理と検索手段の作成

東京都公文書館主事

(7) 史料の装備と配架

前当館員

(8) 史料の利用と情報サービス

当館員

(9) 史料保存環境論

茨城県立歴史館主任研究員

(10) 史料の保存科学

東京国立文化財研究所

第二修復技術研究室長

東京芸術大学美術学部助手

東京修復保存センター

五日市アトリエ代表

(11) 史料の修復・補修

宮内庁書陵部修補師長

同庁同部修補師長補

四、関連講義

(1) 情報関連法制

東京大学社会科学研究所教授

(2) 文化財保存施設の防災対策

都市防災研究所研究部長

大藤修・安藤正人

鈴江 英一

大野 瑞男

鶴岡実枝子

浅井 潤子

中谷 珊

加藤幸三郎

(3) 裁判記録の保存と利用

弁護士 竹澤 哲夫

(4) 視覚記録の保存と利用

常磐大学人間科学部教授 後藤 和彦

(5) コンピュータの利用

前出 山田 哲好

五、史料管理の実際

(1) 藤沢市文書館における史料管理

前出 高野 修

藤沢市文書館主任 石井 修

(2) N H K データ情報部における資料管理

N H K 放送総局データ情報部副部長 前田 滋

(3) 国立公文書館における史料管理

国立公文書館公文書課長 小林 一夫

(4) 埼玉県立文書館における史料管理

埼玉県立文書館行政文書課主査 白田 勝美

同館古文書課主事 太田 富康

同館古文書課主事 太田 富康

〔短期研修課程〕

・期間 平成二年一月五日～一六日

・会場 岡山県青年館

・講義名・講義担当者

一、総論

(1) 史料管理学序論

当館員 安藤 正人

(2) 地域社会と文書館

群馬県立文書館古文書課長 田中 康雄

二、史料論

(1) 近世史料論Ⅰ (総論・幕藩史料)

当館員 森 安彦

(2) 近世史料論Ⅱ (町方・村方史料)

当館員 浅井 潤子

(3) 近現代史料論

中央大学文学部教授 松尾 正人

三、史料・記録管理論

(1) 史料所在調査法

当館員 渡邊 尚志

(2) 近世史料の整理と検索手段の作成

当館員 大藤 修

(3) 近現代史料の整理と検索手段の作成

栃木県立文書館副主幹 仲田 凱男

(4) 史料の装備と配架

当館員 鶴岡実枝子

(5) 史料の利用と情報サービス

同前 山田 哲好

(6) 史料の保存科学

東京芸術大学美術学部助手 稲葉 政満

(7) 史料の修復・補修

宇佐美国宝修理所長 宇佐美直八

同修理所所員 宇佐美直秀

同前 田中 保

四、史料管理の実際

(1) 岡山大学附属図書館における史料管理

岡山大学附属図書館司書 中野美智子

〔平成二年度史料管理学研修会修了証書の授与〕

○長期研修課程修了者

氏名 所属 レポート題名

(1) 大城 盛有 (玉川学園教育博物館)

琉球の辞令書―特に田名家文書について―

(2) 柿崎 博孝 (玉川学園教育博物館)

玉川学園における史料保存施設の現状と今後の課題

(3) 山口 芳利 (船橋市西図書館)

船橋市西図書館所蔵資料の保存と利用―貴重資料の複製化と情報提供―

(4) 白川 満純 (堺市立中央図書館)

堺市における歴史史(資) 料収集・保存の経過と今後の課題―地域文化を未来に伝える収集と保存―

(5) 青木 隆幸 (王舎城美術宝物館)

写真資料長期保存に有効な早期における施策の検討

(6) 岡田 昭二 (群馬県立文書館)

古文書の受入れと利用について―群馬県立文書館古文書課の現状と問題点―

(7) 窪田 昭夫 (所沢市教育委員会)

所沢市における史(資) 料収集の現状と今後の課題

(8) 小林 愛子 (上智大学広報課史料室)

上智大学設立の背景、学校法人上智学院史資料の収集と今後の課題

(9) 中川 敏子 (関西大学図書館)

図書館における資料保存について

(10) 日露野好章 (東海大学五十年史編集室)

東海大学における大学史資料の収集と今後の課題

(11) 石原 一則 (神奈川県立文化資料館)

記録の収集と評価について

(12) 芦田 伸一 (千葉大学大学院)

「解體史料」をめぐる整理―千葉市柏井町川口家文書を例に―

(13) 後藤 雅知 (東京大学大学院)

小董場村長谷川家文書の概要と現状記録について

(14) 毛塚 万里 (史料館)

絵画史料の閲覧利用に向けて―国文学研究資料館史料館および各機関の現状―

館における資料保存について

(15) 中川 壽之 (中央大学大学院)

中央大学における年史編集事業の展開と今後の課題

○短期研修課程修了者

氏名 所属 レポート題名

(1) 眞田 幹夫 (金光教教学研究所)

宗教と資料―金光教資料の収集・管理―

(2) 三好 光一 (同前)

資料管理における諸問題―金光教教学研究所の場合―

(3) 松井 輝昭 (広島県立文書館)

下張り文書の保存と地域史研究

(4) 星屋 雅子 (柳沢文庫)

柳沢文庫収蔵史料について

(5) 工藤 茂博 (姫路市立城郭研究室)

姫路城昭和修理工事の記録資料とその整理について

(6)北村久美子(島根県立図書館) 島根県立図書館蔵庫引継文書について

(7)松本 稔章(静岡県教育委員会) 県史編さん収集資料の保存・活用について

(8)広瀬 智恵(岡山県熊山町役場) 熊山町史編纂のための史料収集・整理の実際と今後の課題

(9)三宅 克広(倉敷市役所) 「公文書館」と自治体史編纂事業―倉敷市史編纂の事例に基づいて―

(10)山本 太郎(同前) 倉敷市史編さんにおける近世史料の調査収集と今後の課題

(11)里見美世子(四国女子大学附属図書館) 凌霄文庫の解題・目録作成と利用サービスの現状と課題

(12)秋田征矢雄(金光図書館) 史料選択の問題点―特に現代資料について―

(13)金光 英子(同前) 金光図書館における近世史料の収集整理と今後の課題

(14)松原 敏夫(琉球大学附属図書館) 沖縄の記録史料「球陽」について

(15)小林 雅代(岡山大学附属図書館) 岡山県における公文書館設置について―特に複合施設とすることに関して―

と今後の課題

(17)渡辺 典子(学習院大学史料館) 廻状の懸紙のかけ方に関する一考察―武蔵国秩父郡上名栗村町田家文書にみる―

(18)秋本 好治(京都大学法学部) 史料の保存対策について

(19)和高真知子(和歌山大学経済研究所) 史料管理学研修を終えて―雑感―

(20)志波 深雪(佐賀県立図書館) 佐賀県立図書館における歴史資料の整理・保存及び利用について

(21)田中万里子(池田市教育委員会) 大阪府池田市における古文書調査と今後の課題

(22)佐々木弘子(熊本県立図書館) 熊本県立図書館における近代史料の収集と保存について

(23)義根 益美(姫路市史編纂室) 姫路市史編纂室における史料整理・目録作成について

(24)三浦久美子(北海道立文書館) 「北海道固有未開地関係文書」の整理について

彙報

○史料の収集

今年度のマイクロフィルムによる史料の収集は、伊豆国田方郡江川家文書、信濃国佐久郡軽井沢宿佐藤家文書、肥後国天草郡木山家文書、讃岐国豊田郡青島村渡辺家文書、同国同郡井関村佐伯家文書について実施した(うち渡辺家文書、佐伯家文書の収集は特別研究「近世史料の古文書学的研究」による)。また、真田幸俊氏より信濃国松代真田家文書の寄託を受けた。各文書の概要については、本号「新収史料紹介」を参照されたい。

○史料の所在調査

今年度は、出羽国秋田郡久保田町那波家文書、武蔵国埼玉郡羽生領桑崎村小沢家文書について実施した。概要については本号「史料所在調査報告」を参照されたい。

○史料保存機関事務連絡および調査

次の機関を対象に調査した。鳥取県立公文書館、同県立博物館、同県立図書館、境港市史編さん室(二月五日～七日、深川美枝子)、広島県立文書館、徳島県立文書館(二月二五日～二八日、林宏保)

○評議員会と運営協議員会の開催

平成二年一〇月二六日、同三年三月二二日に評議員会が、平成二年一〇月四日、

同三年二月二日に運営協議員会がそれぞれ開催され、次期館長人事、教官人事、管理運営、次年度事業計画等について協議ないし評議された。

○定期刊行物の刊行

(1)「史料館所蔵史料目録」第五二集として「越後国頸城郡岩手村佐藤家文書目録」(その三)を、同第五三集として「出羽国田川郡大山村大滝(直之助)家文書目録」を、同第五四集として「陸奥国白河郡踏瀬村前内家文書目録」(その一)を、それぞれ本年三月に刊行。

(2)「史料館報」五四号(本号)を刊行。なお、次号は今年九月刊行予定。

(3)「史料館研究紀要」第二三号を今年三月に刊行。内容は次の通り。
「御用留」の性格と内容(一)武州荏原郡上野毛村「御用留」の検討― 森 安彦

近世文書論序説(上)―近世文書の特質とその歴史的背景についての素描― 大藤 修

史料館における史料保存活動 山田哲好・廣瀬 睦

○館内研究会

第一二二回(平成二年九月二五日) 史料館における保存について 廣瀬 睦

第一一三回(平成二年一月一三日)

「箭内家文書目録」の編成について

渡邊 尚志

第一一四回(平成二年一月一日)

「大滝(直之助)家文書目録」の編成について

浅井 潤子

第一一五回(平成三年二月二日)

近世の古紙幣について

近畿大学商経学部教授 作道洋太郎

第一一六回(平成三年三月一日)

伝説・縁起・民衆―白鳥伝説と近世南奥の民衆―

東北大学教養部助教 平川 新

○文部省科学研究費補助金の交付と研究会の開催

一般研究(A)「史料所在情報の集約とその解析的研究」 代表者 森 安彦

平成二年度交付額は一〇〇〇万円。

また、補助金による第一回研究会を、平成三年一月二十九日、本館で実施した。

詳しくは本号「文部省科学研究費補助金の交付と第一回研究会開催報告」参照。

○平成二年度史料管理学会の実施、修了証書の授与

修了証書の授与

長期・短期の史料管理学会を実施し、所定の教科目を履修し、レポート審査に合格した長期研修課程修了者一五名、短期研修課程修了者二四名に修了証書を授与した。詳しくは本号「平成二年度史料管理学会研修会報告」参照。

○史料館員研究・教育活動一覽(平成二

年発表のもの。ただし、大学出講は平成二年度)

①浅井 潤子

・講演「節季をめぐる古文書」(於、目黒区立守屋教育会館)

・講演「開成町(足柄上郡)村の文書のしくみ」(於、神奈川県立文化資料館主催「かながわ県民アカデミー」)

・講演「古文書と語る」(於、市川歴史博物館主催「郷土史講座」)

・講演「古文書の心を読む」(於、豊島勤労福祉会館、豊島区教育委員会主催)

・大学出講 神奈川県立経済学部 古文書講読 同大学大学院 史料論特講

②安藤 正人

・「アーキビスト養成の新しい波―CA国際シンポジウムの諸報告―」

・「史料館研究」(二一七号)

・「現代における文書館の役割」(和歌山地方史研究 一九号)

・「明日への遺産―公文書保存の重要性を考える―」(「自治大阪」四一巻一〇号)

・「明日への遺産―公文書保存の重要性を考える―」(「大阪あーかいぶず」特集号No.2)

・「行政情報の総合的管理体制を―情

報公開とアーカイブズ―」(「新聞研究」No.四七三)

報告「現代における文書館の役割」

(於、和歌山地方史研究会シンポジウム)

・講義「記録文化財の保存と文書館」

(於、埼玉県立文書館文書史料取扱講習会)

・講演「明日への遺産―公文書保存の重要性を考える―」(於、大阪府文書主任会議講演会)

・報告「記録史料情報システムの構想と課題」(於、歴史学関係諸学会懇談会シンポジウム)

・講演「アーキビスト養成について」

(於、神奈川県民総務室研究会)

・大学出講 東京大学文学部 史料保存管理論 お茶の水女子大学文教育学部 記録史料科学入門

③丑木 幸男

・「近代日本の廃税運動と政党支持の変化」(「史潮」新二七号)

・「群馬県地方史研究の動向」(「信濃」四八六号)

・共著「群馬県の歴史散歩」(山川出版社)

・監修「笠懸村誌近代史料集」(群馬県新田郡笠懸町)

・編集「上野国郡村誌」第一八巻(群馬県文化事業振興会)

・共著「群馬県史」通史編第七巻(近代現代 政治社会)

・大学出講 群馬大学教育学部 日本近代史特講

④大藤 修

・共編著「老いの比較家族史」(三省堂)

・共著「水戸市史」中巻五(水戸市役所)

・「家族と親族」(「日本村落史講座」七、雄山閣)

・「史料と記録史料学」(「記録と史料」第一号)

・「文書史料の保存と整理」(「東北地区大学図書館協議会誌」四一号)

・「地域文書館の源流と文書館の今日」(「芸備地方史研究」第一七四、一七五号)

・「文書の構造的認識」(「日本歴史」五〇〇号)

・「史料館所蔵史料目録第五〇集 信濃国埴科郡松代八田家文書目録(その三)」

・報告「数量分析と数量解釈の方法論」(「歴史学研究会近世史部会例会」)

⑤大友 一雄

・史料紹介「幕府御林奉行山岡伊織著『諸木聞見録・諸木養育録』」(徳川

林政史研究所「研究紀要」第二四号)

・共編「取手市史資料目録」第二二集、第一三集(取手市史編さん委員会)

・報告「享保期・武蔵野新田」の社会

的位置」(於、地方史研究協議会第
四一回大会)

・ 大学出講 国学院大学文学部 歴史
日本史演習 I

⑥ 森 安彦

・ 監修・共編著『世田谷区教育史』資
料編三(世田谷区教育委員会)

・ 共編著『世田谷区史料叢書』第五卷
(同前)

・ 監修・共編著『古文書を読む 応用
コース』(日本放送協会学園)

・ 『斎藤寛斎』(『日本歴史』五〇〇号)

・ 『御用留』の性格と内容―武州荏
原郡上野毛村『御用留』の検討(二)
(『史料館研究紀要』二二二号)

・ 「村人の一生 武蔵国荏原郡太子堂
村の事例―」(木村礎他編『日本
村落史講座7』生活Ⅱ近世、雄山閣)

・ 報告『里正日誌』からみた民衆
意識(於、地方史研究協議会多摩
大会実行委員会研究発表会)

・ 講義『古文書の収集・整理』(於、国
立公文書館主催「第三回公文書館等
職員研修会」)

・ 講演『近世村人の一生と教育』(於、
埼玉県文書館市民歴史講座)

・ 大学出講 上智大学文学部 古文書
学 中央大学文学部 日本社会経済
史 国史学演習

⑦ 山田 哲好

・ 「史料所在情報のデータベース化」
(『地方史研究』二二二号)

・ 「史料所在情報の蓄積検索システム
に関する研究(平成元年度科学研究
費補助金研究成果報告書)」

・ 「高島藩宗門帳の復元について」(『ア
ーキビスト』No.20)

・ 「大型絵図の複製について」(『史料
館報』第五三三号)

・ 講演「史料の整理と管理」(於、栃木
県立文書館古文書の読み方・扱い方
研修会)

・ 報告「記録史料情報システムの構想
と課題」(於、歴史学関係諸学会懇
談会シンポジウム「学術情報問題を
考える」)

・ 大学出講 立正大学文学部 古文書
学実習

⑧ 渡邊 尚志

・ 「農民的土地所持と村落共同体」
(『史料館研究紀要』二二二号)

・ 「分地制限令と農民の相続」(『歴史
と地理』四一五号)

・ 「天明二―三年福俵村村方騒動につ
いて」(『紙魚之友』一〇号)

・ 報告「日本近世における地域」(於、
『歴史科学と教育』研究会第九回大
会)

・ 報告「近世村落共同体をどのように
とらえるか」(於、史学会第八八回
大会)

・ 大学出講 東洋大学文学部 国史学
演習(近世村落史研究) 国史学特
講(近世農村史料論)

○ 大学研修員の受入
神奈川大学経済学部教授丹羽邦男氏

期間は平成二年四月一日より同三年三月
三十一日まで。研究課題「明治期土地所有
関係帳簿・絵図の研究」。

東北大学教養部助教平川 新氏

期間は平成二年九月一日より同三年二月
二十八日まで。研究課題「近世漁村史料の
研究」。

○ 海外出張(私費)

丑木幸男・大藤修が、「第二回全史料
協友好訪中団」に参加して、中国の檔案
館・アーキビスト養成機関を一〇月二五
日―十一月一日まで視察。

○ 人事異動
定年退官(平成三年三月三十一日付)

☆ おことわり
教授 浅井 潤子

紙幅の関係で本号に「受贈図書」を掲
載できませんでしたが、おことわり申
上げます。

◎ 閲覧業務停止のお知らせ

書庫内燻蒸、蔵書点検の実施にと
もない、左記の期間の閲覧を停止す
る予定です。
四月二二日(月)―五月二日(木)

○ 平成三年度史料管理学研修会の開
催予定
平成三年度は次の通り実施の予定。
追って募集要項を関係機関に配布す
る。

(A) 長期研修課程 前期 七月八日―
八月三日、後期 九月二日―九月二
八日(前後期とも最後の一週間は研
修レポートの作成に充てる)。募集人
員三五名(半期ずつ二年度にわたっ
て履修することも認める)。於、国文
学研究資料館。

(B) 短期研修課程 十一月一日―
一月二二日(最後の一週間は研修レ
ポートの作成に充てる)。募集人員
三五名。於、KKR札幌(札幌市)。
なお、研修レポートの作成は、長
短期ともそれぞれの自宅ないし職場
において作成するものとする。

史料館報 第五四号

平成三年(一九九一)三月二十九日
編集兼 国文学研究資料館
発行者 史料館
〒四二東京都品川区豊町一ノ六ノ〇
電話〇三(三三七八)七三二(代
印刷所

東京都台東区寿三ノ一四ノ五
有限会社 スミダ
電話〇三(三八四二)七三三三